

時過ぎに、木造平屋建て
火災は3月19日の夜10

また、嫌な火災が起つてしまつた。10人のお年寄りが亡くなった群馬県渋川市の老人ホームの火災のことだ。社会の高齢化が急速に進む中で、介護保険制度の創設もあり、かつては家族に支えられた老後の生活が多様化しつつある。その一端を担う施設での火災であるだけに、複雑な思ひにかられる人も多いだろう。単に「杜撰な防火体制」というだけでは済まない何かが透けて見えるからだ。

今回は、この「たまゆら」の火災について考えてみたい。

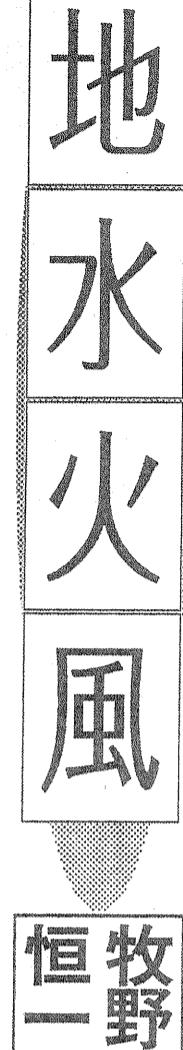
「静養ホーム『たまゆら』」の火災は、10人のうち10人が亡くなってしまった。出火元と見られる別館と本館は全焼、もう一つの別館も半焼した。

報道によると、この施設は、実態上有料老人ホームのようなものだったが届け出はなされておらず、建築確認なしで増改築を繰り返していた疑いもある。グループホームなどのように福祉行政の中それなりに位置づけられ、助成と規制のネットワークの中にある施設ではなく、いわばアウトサイダー的な施設のよう

関係部局の歯切れも悪い。建築基準法も消防法も、防火避難規制の対象い。各棟が木造平屋建てで面積も100m²~200m²程度と小さいため、0.01m²程度と小さな面積を合算すれば、延べ面積の合計が500m²以内の建築物は

しては、規模が大きいほど潜在的な火災危険は大きくなる」というもう一つの原則がある。規模が小さければ、火災の発生を知ることも避難をすることができる。「火災危険は棟単位で完結し、延焼して別の建物が燃え始める」との棟を単位としてまた新たな火災危険が発生する」という考え方立つてのことだ。

この火災では、どうも火災危険が発生する」という考え方立つている。建築確認を受けず、動火災報知設備の設置がない限り、どんなに近接し



静養ホーム「たまゆら」の火災を考える

た結果、棟と棟の間が極端に近接し、外壁や軒裏も容易に延焼する材質だからため、建物内部の延焼と同様のスピードで隣

棟にも延焼してしまう。このため、隣接する本館や別館は、火災だ。このため、行政の把握対象から漏れており、各種の法律に違反している

この火災は、「棟単位」と「規模」という防火規制の根本原則を脅かす火災だ。

つた棟の内部の方が隣接する別の棟より火災危険が大きい」というのが前提だ。

そして、「一つの「棟」というのが見極めも難しいようだ。今のところ

難困難者の数による

は延焼しやすい構造や材

料でもよいことになる。

この施設が

や自身の福祉に対する考

えて建ても外壁や開口部

は、防火避難に関する危

機会に、話がさらに憂鬱になつた。この施設が

今回の火災で提示され

た課題は、防火理論上は、

同じ敷地内の複数の建

築物の「延焼のおそれ」

に困った墨田区が都県境を越えて斡旋し、生活保護費なども支払っていたのだという。墨田区の担当者たちを「安易な姚捨

ではないか」と非難する

のはたやすいが、「区内で施設を造つて受け入れる」という正道が簡単ではないと分かるだけに、言葉に詰まるところもある

難困難者の数による

は延焼しやすい構造や材

料でもよいことになる。

この施設が

や自身の福祉に対する考

えて建ても外壁や開口部

は、防火避難に関する危

機会に、話がさらに憂鬱になつた。この施設が

や自身の福祉に対する考

え方の恥部を見たような

難困難者の数による

は延焼しやすい構造や材

料でもよいことになる。

この施設が

や自身の福祉に対する考